

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>ただ今より、第249回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には伊台地区の吉岡委員と、小野地区の和田委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、潮見地区の宮内光樹推進委員に御出席を願っています。よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号から第9号までの9件の議案が提出されておりますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号から第3号までを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
伊賀上大輔次長	<p>それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。</p> <p>令和6年4月26日から令和6年5月25日までに専決処理した案件は4条届出が6件、5条届出が12件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第3号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が転用目的として貸すとしております。離作補償は支払うとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p>

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長

それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。
次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。
事務局の説明を求めます。

伊賀上大輔次長

恐れ入りますが、議案書の修正をお願いいたします。

議案書6ページの2番の、譲受人の経営面積が68平方メートルとなっておりますが、正しくは1,991平方メートルでございますので、訂正をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

お手元に審査基準1号から6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、あわせて御覧ください。

まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件8件を、一括にて御説明いたします。7、8ページの6番、8、9ページの11番、9ページの13番、14番、15番、10ページの16番、17番、18番の譲受人は新規農業者でございます。この度、申請地を取得及び、借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

1番、譲受人は、農地約26アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

2番、譲受人は、農地約19アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3番、譲受人は、農地約9アールを耕作する農家でございます。

この度、小作地解放により申請地を取得し、農業に精進するものでございます。

4番、譲受人は、農地約166アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

5番、譲受人は、農地約89アールを耕作する農家でございます。

	<p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>7番、譲受人は、農地約74アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、小作地解放により申請地を取得し、農業に精進するものでございます。</p> <p>8番、譲受人は、農地約47アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>9番、譲受人は、農地約11アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>10番、譲受人は、農地約91アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>12番、譲受人は、農地約13アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>19番、譲受人は、農地約154アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>新規農業の案件が8件で、6番、11番、13番、14番、15番、16番、17番、18番であります。</p> <p>6番は所在地が久谷地区でありますので、藤岡委員から説明をお願いします。</p>
藤岡正勝委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、久谷地区にお住まいで、この度、自宅近くの申請地を借受け、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>以前より祖父の手伝いで農作業に従事しており、農作業の経験もあるとのことですので。また農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議、よろしく願いいたします。</p>

寺井克之会長	<p>続きまして、11番は所在地が和気地区でありますので、木本委員から説明をお願いします。</p>
木本健郎委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました案件について、申請人は、勝岡町にお住まいで、2年間の農業技術研修を受けられ、この度、和気地区で新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>地区審査においても、真剣に農業に取り組む姿勢が見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>続きまして、13番は所在地が潮見地区でありますので、宮内光樹推進委員から説明をお願いします。</p>
宮内光樹推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました13番の案件について、申請人は、雄郡地区にお住まいで、この度、父親が所有する申請地を使用貸借し、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても、真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>続きまして、14番から17番は所在地が難波地区であります。また、14番と16番と17番は併用案件ですので、高橋委員からあわせて説明をお願いします。</p>
高橋清委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありました14、16、17番の併用案件について、申請人</p>

	<p>は、和気地区にお住まいで、この度、難波地区の農地を取得、並びに借り受けして、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。</p> <p>続きまして、15番の案件についてですが、申請人は、北条地区にお住まいで、この度、難波地区の農地を借り受けして、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>続きまして、18番は所在地が東中島地区でありますので、松村委員から説明をお願いします。</p>
松村博信委員	<p>それで、は御説明いたします。先ほど、事務局から説明がありました18番の案件について、申請人は、中島大浦地区にお住まいで、この度、長師地区の農地を取得し、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、特別養護老人ホームの経営等を行う社会福祉法人です。現在、申請地に近接する施設の駐車場が不足しているため、従業員が乗り合わせで出勤したり、車両の入れ替えをしたりするなど、業務に支障が出ています。また、労働環境を整備し、人材を確保することは、当該法人にとっての喫緊の課題であるため、本申請地を露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、土木建築工事や不動産業を行う法人です。この度、本申請地周辺の法人から、駐車場を借受けたいとの申し出があったため、貸露天駐車場として貸し付けたいと申請に及んだものです。既に周辺の法人と車両70台分の仮使用契約書も作成しており、許可後、速やかに転用し、利用を開始するとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>3番、本件受人は、健康診断や各種検査等を行う公益財団法人です。味酒1丁目の協会本部で検診事業を拡大させるため、受診者用駐車場の不足が予想されます。そこで、協会本部周辺に駐車している健診用車両置場を受診者用駐車場に変更し、本申請地に健診用車両を駐車したいとしています。</p> <p>本申請地の農地区分は、松山外環状道路出入口からおおむね300メートル以内に位置することから、第3種農地と判断されます。</p> <p>また、申請面積が1,000平方メートルの案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>2番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で所在地が浮穴地区であります</p>

<p>南耕一推進委員</p>	<p>ので、南推進委員から説明をお願いします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、本件譲受人は、主に不動産業を行っている法人でございます。この度、申請地の近隣の事業所より既存の従業員用駐車場が遠方のため、事業所の近隣にある本申請地を駐車場として利用したいとの依頼があったことから申請地を取得し、貸露天駐車場として利用したく申請に及んだものでございます。</p> <p>施工後の維持管理や被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承いたしました。</p> <p>本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>3番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で所在地が余土地区でありますので、池田功委員から説明をお願いします。</p>
<p>池田功委員</p>	<p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は、地域住民の健康診断や飲料水などの検査を行う公益財団法人です。この度、施設内健診の事業を拡大することとなり、駐車場が不足することから、現在利用している検診車の駐車場を受診者用駐車場に改良し、検診車等を本申請地に駐車したいと申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第6号、「令和6年度 第3号農用地利用集積計画」について議題とします。</p> <p>ご審議をいただく前に、お願いがございます。</p> <p>本日、御出席いただいております委員さんが譲受人の案件がございます。</p> <p>法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>越智徹主査</p>	<p>それでは、御説明させていただきます。</p> <p>本日の案件18件の内、使用貸借権の設定は17筆、賃借権が7筆、所有権移転が8筆で、設定総面積は4万6,669平方メートルです。</p> <p>その内訳は、新規が7筆、更新が15筆、再設定が2筆、売買が7筆、贈与1筆となっています。</p> <p>ここからは利用権設定について、新規のみ説明させていただきます。</p> <p>12 ページ番号3の譲受人は、約44アールを耕作する農業生産法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>13 ページ番号8の譲受人は、約138アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>同13 ページ番号10の譲受人は、約50アールを耕作する農業者で、新たに賃貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>14 ページの番号11の譲受人は、約284アールを耕作する農業生産法人で、新たに賃貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>15 ページからは所有権移転になりますので、譲受人単位で説明させていただきます。</p>

	<p>番号 14 の譲受人は、約 101 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 15 の譲受人は、約 186 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 16 の譲受人は、約 95 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 17 の譲受人は、約 171 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 18 の譲受人は、約 88 アールを耕作する農業者で、田を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、松山市の公告日は、令和 6 年 6 月 17 日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p>
崎山孝司委員	<p>教えてください。9 番と 13 番について、同じ借り手変更ですが、設定が更新と再設定となっているのは、どう内容が違うのか教えてください。</p>
越智徹主査	<p>説明させていただきます。</p> <p>まず 9 番の更新ですが、期限が到達してすぐに、再度、利用権設定を行い、今回借り手だけに変更になったものです。</p> <p>13 番の再設定ですが、期限が到達してから 1 年以上利用権設定がなかったもので、今回借り手だけの変更となって利用権設定に至ったことによる、表記の違いとなっております。</p>

<p>崎山孝司委員</p>	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>越智徹主査</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>これは税務署の制度ではありますが、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項等3号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」の交付を行うこととなっていますことから、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>伊賀上大輔次長</p>	<p>それでは御報告いたします。</p> <p>令和6年4月26日から、令和6年5月25日までに、専決処理した案件は33件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を、交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>最後に、議案第9号、「松山農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について」議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件は、申出者より農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域に編入してほしい旨の申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。</p> <p>1番、2番は、農業農村整備事業における事業実施地区として採択された泊地区において、基盤整備を行う要件を満たすため、農用地区域内農地へ編入してほしい旨の申出があったものです。</p> <p>本件、各申出地の農用地区域への編入に係る計画変更は適切と思われませんが、本総会にて意見の決定をお願いします。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案9件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p>

越智徹主査	<p>次回の総会の日程についてです。</p> <p>通常総会となります第250回総会については、7月10日 水曜日 午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。</p> <p>連絡事項は、以上です。</p>
寺井克之会長	<p>以上をもちまして、本日の第249回総会を閉会します。</p>
渡部純三局長	<p>御起立願います。礼。</p> <p style="text-align: right;">午前10時57分閉会</p>